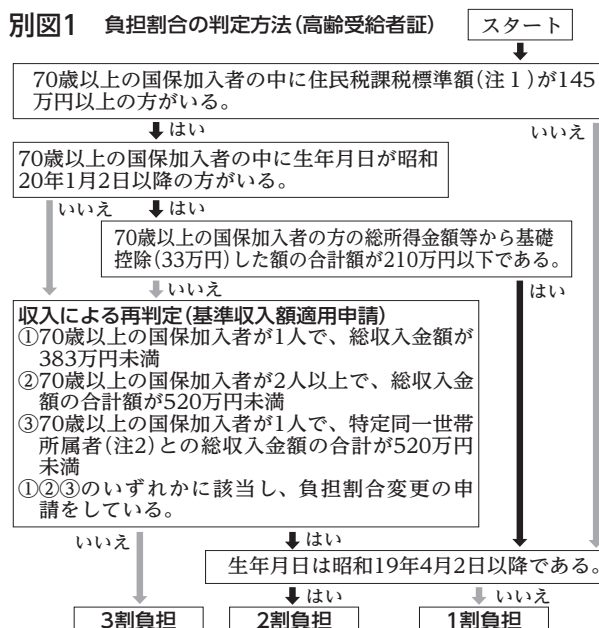


国民健康保険高齢受給者証の更新 (70歳から74歳までの方)

現在、国民健康保険に加入している方で、高齢受給者証（金）で有効期限が切れます。



(注1)住民税課税標準額とは、総所得金額等から社会保険料や基礎控除などの各種所得控除後の金額です。平成24年度の住民税における扶養控除の見直しに伴い、住民税課税所得金額から調整のための額を控除しています。

(注2)特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された後も継続して同一の世帯に属する方です。

8月1日(土)から有効の高齢受給者証は、7月下旬に送付します。

高齢受給者証の負担割合は、平成26年中(1月から12月まで)の所得をもとに判定されます(負担割合の詳しい判定方法は別図1参照)。

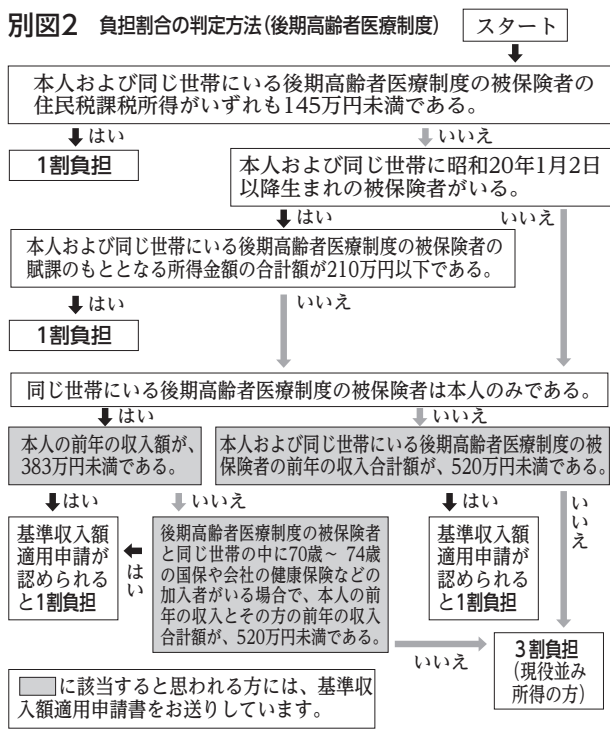
基準収入額適用申請について、3割負担と判定されても、収入金額が一定額未満の場合申請によって2割負担(昭和19年4月1日以前生まれの方は1割)となる場合があります(別図1参照)。

該当する方には、「基準収入額適用申請書」を送付します。収入金額を証明できる書類(確定申告書の写しなど)を添えて提出してください。

国民健康保険課資格係
☎(3546)5363

後期高齢者医療制度一部負担金の割合の判定

平成26年中(1月から12月まで)の所得に基づき、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合を、新たに判定します。判定の結果、負担割合が変更になる方には、



変更後の負担割合を記載した新しい被保険者証を7月中旬に郵送します。新しい被保険者証は8月1日(土)からお使いいただけます(負担割合の詳しい判定方法は別図2参照)。

基準収入額適用申請について、3割負担と判定されても、収入金額が一定額未満の場合申請によって1割負担となる場合があります(別図2参照)。

該当する方には、「基準収入額適用申請書」を送付していただきます。収入金額を証明できる書類(確定申告書の写しなど)を添えて提出してください。

国民健康保険課資格係
☎(3546)5362

凡例 問合わせ申込先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

第27回 東京湾大華火祭 ~観覧船の標旗発行・ボランティアの募集~

華火祭の概要

日時 8月8日(土)
午後6時50分~8時10分
◎荒天の場合は中止です。順延はありません。

内容 尺五寸玉(45cm)10発、尺玉(30cm)100発を含む約1万2千発

観覧船の標旗発行について 花火打ち上げ場所の周辺海域に観覧船を収容する水域を指定します。

資格を満たした観覧船を出航させる方には、実行委員会が7月7日(火)午前10時から区役所で先着順に標旗(協賛金が必要)を発行します。

◎標旗数には限りがあります。

◎標旗がないと観覧できません。観覧を希望する方は必ずお求めください。

ボランティア募集 東京湾大華火祭当日、晴海主会場などで観客を誘導するボランティアを募集します。

従事時間 午後3時30分~9時

対象 真夏の日中での活動が可能な区内在住・在勤者(18歳からおおむね65歳までの方。高校生不可)

◎申込方法など詳しくはお問合せください。

◎入場整理券の発行について 現在、晴海主会場などの入場整理券の募集を行っています。区民優先の会場ですので、ぜひお申込みください。

◎中央区内の会場は全て入場整理券または招待券が必要です。

◎詳しくは、「区のおしらせ中央」6月21日号または区のホームページをご覧ください。

◎観覧船の標旗について 東京湾大華火祭実行委員会事務局
☎(3248)1565

ボランティア、その他華火祭全般について 地域振興課地域事業係
☎(3546)5339

敬老大会

開催日 9月7日(月)~11日(金)、14日(月)

会場 明治座

対象 区内に住所を有する70歳以上(平成27年9月15日現在)で5月末現在区内在住の方

招待者 約8500名(申込多数の場合は抽選)

申込方法 6月下旬に対象者へ「ご案内」を郵送しています。参加を希望する方は、7月16日(木)までに同封の申込はがきが必要事項を記入して返送してください。(消印有効)

◎詳しくは「ご案内」をご覧ください。

◎ペア(隣同士の席)での参加を希望する方は、返信用封筒に2人分の申込はがきを入れて返送してください。

◎申込後の希望日の変更・ペア申込の変更などは受け付けできません。

◎申込多数による抽選が見込まれるため、90歳以上の方の介助者の座席確保は行うことができません。付き添いの方は、ロビーなどでお待ちいただきますようお願いいたします。

国民健康保険課高齢者福祉係
☎(3546)5334

青少年の非行・被害防止全国強調週間 7月1日(水)~31日(金)

内閣府では、7月を「青少年の非行・被害防止全国強調週間」とし、青少年の非行防止などについて取り組みの強化を図っています。

平成26年における全国の刑犯少年の検挙人数は11年連続で減少していますが、人口比では成人の約3.6倍と依然として高い水準にあります。青少年を取り巻く社会環境の変化は著しく、薬物乱用や性非行の多発、インターネットや携帯電話を悪用した犯罪の発生、さらには学校でのいじめや不登校、学級崩壊なども懸念されています。加えて近年は児童虐待、児童ポルノ事件などの被害が増加しており、青少年の非行および被害の防止が喫緊の課題となっています。

青少年を非行などから守り健やかに育てていくには、社会全体で取り組む必要があります。それには、家庭や学校

区内の少年非行の概況 区内警察署管内で昨年1年間に検挙・補導された非行少年などは別表のとおり387人です。

区では中央・久松・築地・月島補導連絡会や青少年対策地区委員会を中心に、青少年の非行防止や健全育成活動を推進しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

文化・生涯学習課青少年係
☎(3546)5304

別表 区内警察署管内で検挙・補導された非行少年などの数 (単位:人)

学職	年次	平成25年		平成26年		増△減(対前年)
		平成25年	平成26年	平成25年	平成26年	
未就学児童	小学生	7	4	△3		
	中学生	36	54	18		
	高校生	274	245	△29		
	大学生	11	11	0		
	その他	17	5	△12		
	計	345	319	△26		
在学少年	有職	15	18	3		
	無職	57	50	△7		
	計	72	68	△4		
少年一般	計	417	387	△30		